

保連発 0408 第 1 号
令和 3 年 4 月 8 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省保険局医療介護連携政策課長
（ 公 印 省 略 ）

オンライン資格確認等システムのプレ運用の継続等について

日頃より、医療行政の推進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

マイナンバーカードを活用した「オンライン資格確認」の導入に向けては、「医療機関及び薬局における「オンライン資格確認」の開始について」（令和 2 年 9 月 30 日付保連発 0930 第 1 号）等を踏まえ、ご協力いただいていたところであり、改めて御礼申し上げます。

このオンライン資格確認については、令和 3 年 3 月 4 日からプレ運用を開始し、本格稼働は 3 月下旬からを予定していましたが、システムの安定性確保や加入者データの正確性担保などの観点から、引き続き、プレ運用を継続することといたしました。

プレ運用の継続については、上記のとおりシステムの安定性確保やデータの正確性担保の観点から行うものであり、医療機関・薬局におけるオンライン資格確認システムの導入を控えていただく趣旨ではございません。

本格運用については、遅くとも薬剤情報の閲覧開始を予定している令和 3 年 10 月までに開始する予定としています。具体的な日程等については、決定次第お知らせいたしますが、本格運用の開始に向けて、システムの安定性等を検証しながらプレ運用にご参加いただく医療機関・薬局の数を順次拡大したいと考えておりますので、引き続き、関係者への周知等についてご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、従来、プレ運用の対象となっていた医療機関・薬局は、公募に申し込みいただいた 500 程度の機関に限定していましたが、従来の取扱いを終了し、準備できた全ての医療機関・薬局を対象としていますので、申し添えます。

上記については、令和 3 年 3 月 26 日に開催された第 142 回社会保険審議会医療保険部会において、別紙により説明しておりますので、お知らせいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づき技術的な助言であることを申し添えます。

【問い合わせ先】

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

電話：03-3595-2174

E-mail: suisin@mhlw.go.jp